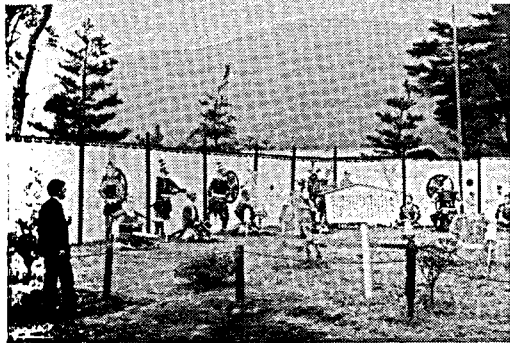
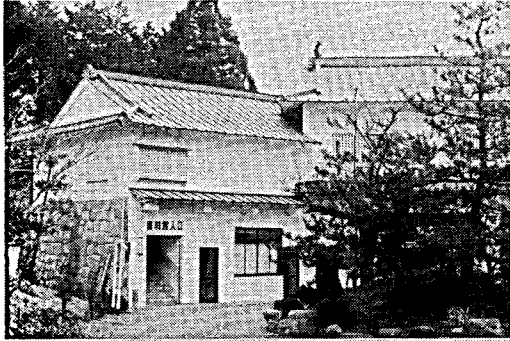


№ 26. 27  
合併号  
1974.  
9. 30

# 岐阜の博物館

編集兼発行  
〒488 羽島郡川島町  
エーザイ工園  
内藤記念くすり資料館内  
岐阜県博物館協会  
責任者 吉田幸平  
振替 名古屋 70106



※ 写真上；資料館の入口  
下；野外展示

## 館・園紹介 № 23

### 関ヶ原ウォーランド

〒503-15 不破郡関ヶ原町関ヶ原 2087  
TEL.<05844>2-0302



資料館内の甲冑展示コーナー

このウォーランドは周囲に白い城壁をめぐらし、正面入口は櫓門を模った建物で、その二階は歴史資料館になっている。約3万平方メートルの庭には、合戦の最初の陣形、戦いたけなわの頃、戦いが終わった頃のように、極彩色の人形によって表現され、各所に備えられたスピーカーからはステレオ効果もよく解説が流され、臨場感をかきたてている。

人形や馬はコンクリートで作られており、板製のものもあるが、約500体あるという。有名な武将の勇壮な姿や、馬乗りになれ今まさに討たれんとする兵士の悲痛な表情、血のしたたる生首をいくつも棒につけて運んでいるように、家康が首実見をしているシーンなど、恐ろしくもあるが、当時の戦いのようすが伺われて実に楽しい。

歴史資料館は、ぐっと學術味を感じさせ、濃飛甲冑研究所長 文学博士 吉田幸平氏所蔵の甲冑、かぶと、旗差物、弓具、刀剣、馬具、火繩銃など膨大な資料が展示されている。関ヶ原合戦で実際に使用されたものもあり、興味が尽きない。特に甲冑類は荘重にして華麗で、精緻に作られており、武具というより美術工芸品である。大量生産時代の今日、わが国の昔の文化のすばらしさが痛感される。解説がやや難解なのは惜しいが、このウォーランドは関ヶ原合戦の戦況や歴史がわかり、子供連れでも楽しめるので、古戦場めぐりとともに、ぜひ訪れてみたいところである。（文責：柴田）

## 科学館はなぜ一步進みえたのか(1)

日本モンキーセンター附属博物館 学芸部長 広瀬 鎮

I はじめに(急激に変化する社会と博物館教育)

博物館における社会教育の実現は、まだ道のおいことである。施設そのものの充実もその一つであり、経費、社会教育専門の職制の確立、社会教育のための調査研究や教育プログラム等の樹立などもあげられよう。

博物館教育活動のうち、戦後最も興味あるものに科学館、科学博物館の教育があげられよう。北海道の青少年科学館、大垣市児童文化センター、京都市立青少年科学館、市立名古屋科学館等の諸事業に強い関心をもち調査を試みたが、これら理工系科学博物館の教育事業こそは、極めて具体的な社会教育的な側面をもっていることに気づかされたのである。理工学系博物館の我国における発達は、興味あることに戦後の昭和30年中期より昭和40年代に急激な増設現象がみられる。

戦後、我国の博物館における諸事業は、展示活動をのぞくと、学校教育の補佐的役割りをすることにとどまっていた。その中で、理工学系博物館はかなり意欲的に、社会および地域社会住民に直接的に働きかけている。昭和27年以後昭和30年代の仙台レジャーセンターや、鳥取県立博物館等を中心とした活発な大衆啓発教育事業にそれらの片鱗がみ出されるのであるが、何故、理工学系博物館に特にこのような意欲的活動が行なわれたのであろうか。

これには種々の理由があげられるが、やはり施設のもつ体質によるものがあると考えられる。第1には、実物展示資料にたよられない、むしろ科学知識普及を直接的目標として、各種実習教育をくみこんだ方式がとりあげられたことに起因するのではなからうか。又、第2には、社会の急激な変化にともなり科学知識の普及の必要性がそこにあったということもみのがせない

点なのである。あわせて教育委員会の積極的な活動もまた見のがせない事実であろう。

II 理工学系博物館における教育事業の特色

日博協調査によると科学館は全国で130館餘設置されている。特に北海道17館、東京都17館が目立つ。この場合の科学は自然史系のものも含んでいる。また、この科学館は昭和30年代に21館、昭和40年代に8館と設置されているが、全国科学館130館のうち公立65館、財団立25館と公立のものが多いことも特色の一つである。現在でも年間5館ほど科学館が設置されている現状である。これら科学館の職員は専任1,131人、兼任148人、非常勤214人、合計1,493人で、130館について1館当り15.9人となっている。我国博物館職員の1館当りの職員数平均14.8人よりは若干多い現状であり、科学館は我国博物館施設の代表施設である歴史博物館473館、美術館192館につく多施設である。理学、工学、産業を中心とした科学館、技術館は大正後期から昭和初期に設置運動がもりあがり、理工科博物館建設の建議がすすめられたのであるが、大正12年の関東大震災で計画が挫折し、その後昭和13年の科学振興調査会の文部大臣への博物館施設建議に引きつがれる。この時すでに博物学博物館と区別した今日の科学技術博物館を構想して、理化、天文、数学、運輸、交通、製造工業に関するものを考えていたのである。

理工科学博物館施設が我国において、ひやく的に発展をみたのは、昭和36年北海道における「道内主要都市青少年科学館設置奨励策」にもとづいて設置がされて以来であるが、これ等科学館設置と政治・経済を中心とした政策としての振興策をめぐる社会の背景が十分検討されねばならないのである。博物館界において、理工学系博物館が一つの独立部門として博物館大会で討議が行なわれて注目をあびたのは、昭和40年以降のことであった。(続く)

イコム会議の急進的方向性〔その1〕

岐阜県博物館協会理事長，文学博士 吉田幸平

ICOM (The international Council of Museums)

第11回総会が、昭和49年6月2日から15日まで、デンマークのコペンハーゲンで開催され、その中の第8分科会の作業部会 (Committee for Education and Cultural Action. CECA.) に参加したので、これらの中で得たイコムの現在求めている方向性と、欧州各国が取り組んでいる具体的なディスプレイを報告します。

この大会のため、デンマークの国内委員会は、専門的で、知的な魅力ある会議にしようと、非常な努力をし、イコム74を「博物館の夏」とした。会議の参加者はばかりでなく、国の総ての住民や国際的外人にも関心を持つことができるために、デンマーク博物館界の人々総てを動員し、あらゆる施設を開放したのである。

近年のヨーロッパ民族学や博物館学は、「近代社会における博物館の役割はいかにあるべきか」というのがその主要テーマであったが、今回のイコムの総会のテーマ「博物館と近代世界」にみるように、博物館のもつ役割は、「博物館教育の積極的な役割」即ち「国の、そして国際的教育における人類学的・民族学的博物館の役割」について、拡大的な積極的教育への方向を推進しなくてはならないと、追究を試みていることである。

6月4日、コペンハーゲンのAarhus 大学民族学部・Moesgard 博物館・ユネスコ学校事業部の国際合同セミナーでは、民族学、人類学者を集め、文化を理解する代表者としての博物館人集会として行なわれ、その討論は、

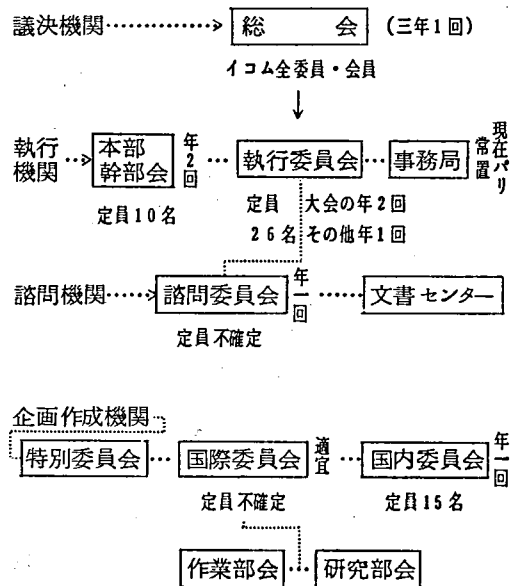
1. 外国の文化に関する知識や理解を深める場合の博物館の課題、
2. 国が、そして人種が同じであることに関す

る博物館の役割  
などが、そのテーマであった。



〔コペンハーゲンの国立博物館；イコムの総会後レセプションがあった。〕

※イコムの組織図



① 国際委員会と作業部会 (分科会)

1974年イコム大会の、6月5日～6月7日に行なわれた上記両会の会議題は、(一部分のみ)

場 所

Aalborg ・建築と博物館技術

Uiborg ・地域博物館 ・移動博物館

- Randers ・民俗博物館と収集  
           ・文化理解としての博物館
- Roskilde ・考古・歴史博物館  
           ・歴史工場としての博物館
- Hersingor ・科学・技術博物館 ・何をどう  
           収集するかの新技術
- Humbleback ・近代美術館 ・近代美術の収集  
           はどこに始まり どこに終わるか
- Copenhagen ・教育文化活動  
           ・視聴覚装置の使用・応用美術博物館  
           ・小さいポータブル展示（キット）  
           ・保護・管理・保存 ・自然史博物館  
           ・資料取得の倫理 ・記録（文書・史実）
- Stockholm ・楽器の収集・その博物館  
           など、多種多様なものがとりあげられた。



コペンハーゲン、オールド・フェローパレスイコム第8分科会、教育文化活動におけるビデオテープによる（T・V）「博物館友の会」の研究発表（発表アメリカ）

⑧ イコムの大会決議

本総会の決議中、大会決議としては、

1. 文化遺産のための調査・保存・保護の伝統と、今もなお基本的である機能に加えて、近代世界の諸条件は、博物館が新しい要望に答え、新しい形式を採用する方向を示している。
2. これらの現段階の諸要請に答えるため、博物館は地域社会の要求を、その文化的・環境的・人口統計的な場の中に組み込まなければ

ならない。

3. 段階的であろうと急進的であろうと、博物館の変化は、その時における資料の性質と保存が、過去と現在を結ぶ環のひとつをなす収集のために、処理の新しい方法と形式を認めなければならない。
4. 博物館は情報の自由を尊重し、その時代の個々の問題を理解することにより、周囲の状況の因子から独立して、地域社会の文化的要求を説明しなければならない。
5. 過去に属する社会と文化の状況に今もなお従属する博物館学は、これを現代的に育てることが必要である。
6. 会議の討論は、次の諸点について、より深い研究と反省を必要とすることを明らかにした。
  - ① 博物館は近代世界にどのような貢献をするだろうか。
  - ② 社会の要求を評価するのに、如何なる方法があり、これらの要求がどんな形で反映されるか。
  - ③ 社会は、博物館の権利と独立をどのように守るだろうか。
  - ④ 博物館専門職員は、あらゆる状況のもとに、どのようにして施設の独立を保証することができるか。



フランクフルト・センケンベルグ自然史博物館の、「環境二〇〇〇年」特別展のポスター

（続く）

# 埋蔵文化財の取扱いに関する 法的手続きについて

岐阜県教育委員会事務局指導部文化課 徳松正廣

県下には、現在約6000余か所にもおよぶ埋蔵文化財包蔵地（遺跡ともいう）が確認されています。これらの埋蔵文化財包蔵地は、先祖の生活の痕跡であり、また日本歴史の発展過程をたどるうえに必要な欠くべからざるものであります。

しかし、近年各種開発事業の激増により、埋蔵文化財包蔵地が数多く失なわれつつあります。

埋蔵文化財は、その性質上、年月がたつにつれて自然的要因からも当然減少してゆくものであります。人為的要因によりこの貴重な埋蔵文化財包蔵地が破壊されてゆくことは極めて憂慮に堪えないところであり、その保護対策は急務を要する問題であります。

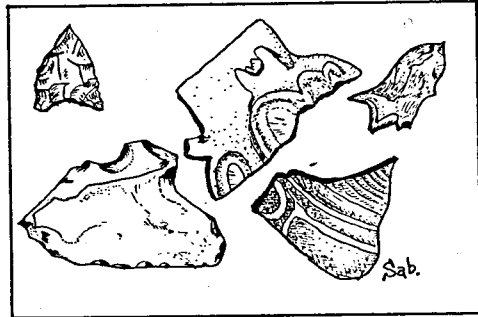
県教育委員会においては、埋蔵文化財は現状のまま保存をすることを原則とし、止むをえない場合においてのみ事前の発掘調査によって、その記録保存をはかることにしています。

埋蔵文化財の保護は、文化財保護法（昭和25年制定、以下「法」という。）に基づいておこなわれているわけですが、かならずしも「法」が熟知されているとはいえません。そこで、簡単に埋蔵文化財の取扱いについて法的根拠と手続きを述べてみます。

## 1. 発掘調査をするには

埋蔵文化財を発掘調査しようとする場合には、発掘調査届を発掘しようとする日の30日前までに県教育委員会を経由して文化庁長官に届け出なければなりません。（法第57条第1項）もちろん、埋蔵文化財は貴重な国民の財産でありますから誰でも発掘できるというわけではなく、専門的知識をもった人でなければなりません。

また、土木工事等により埋蔵文化財を包蔵する土地を発掘する場合もやはり30日前に県教育委員会を経由して文化庁長官に発掘届を提出し



なければなりません。（法第57条の2第1項）

この場合には、事前に各市町村教育委員会、県教育委員会と協議をおこない、その指導や意見を十分取り入れることが必要であります。

## 2. 発掘調査が終了したあとの手続

### ※ 遺物発見届

発掘調査により発見された遺物は、遺失物法の適用を受けることになり発掘終了後7日以内に所轄警察署に差し出さなければなりません。

ただし、この場合に発見した遺物が極めて多量なとき、学術的な整理研究上必要がある場合等は、警察署への発見届のみをもって、これにかえることができます。

## 3. 出土した遺物処理の手続について

所轄の警察署に差し出された出土遺物は、その所有者が判明している場合を除き、一定期間公告されるわけですが、それとともに、県教育委員会に埋蔵文化財提出書が提出されます。

県教育委員会において、鑑査の結果、文化財と認定されたものが、一定公告期間内に所有者が判明しなかった場合には（埋蔵文化財の所有者が判明することは原則としてありえない。）その所有権は国庫に帰属します。（法第63条）

国庫に帰属した文化財のうち ①国が保有する必要があると認められた場合には、その文化財を発見した人、及び発見された土地の所有者に対

して報償金が支給されます。(法第63条)

②国が保有する必要がないと認められた場合には、その文化財の発見者、及び土地所有者に対して現物譲与がなされます。(法第64条)現物が譲与される場合には、文化庁長官に現物譲与願を提出する必要があります。現物が譲与された場合、その文化財が個々に保存されることなく一括して保存されることが望ましいのはいうまでもありません。

以上、発掘調査及び、出土遺物についての法的諸手続を述べてきました。では、次に、新しく遺跡を発見した場合について述べてみます。

#### 4. 新しく遺跡を発見した場合

新しく遺跡を発見した場合には、“その現状を変更することなく、”所定の書式による書面をもって、10日以内に県教育委員会を経由して文化庁長官に届け出なければなりません。(法第

84条第1項)この場合、地元の教育委員会に速かに連絡をとることが望ましいことはいうまでもありません。

遺跡の発見に伴って出土した遺物は、前述した遺物発見届の手続と同じであります。

以上、発掘調査、及び出土遺物についての手続について述べてまいりました。

県教育委員会では、埋蔵文化財を保護し、活用するために埋蔵文化財包蔵地の分布調査や台帳の整理等に積極的に取り組んでおります。

しかし、文化財の保護は、文化財行政機関のみによって行なわれるだけでは、充分の効果をあげることは出来ません。県民みなさんの文化財に対する高い関心とご理解、ご協力によってはじめて文化財の保護が行なわれるものであることを思い、これを契機に一層のご理解、ご支援をお願いします。

## 保護鳥獣を博物館資料とする場合の

### 法的手続きについて

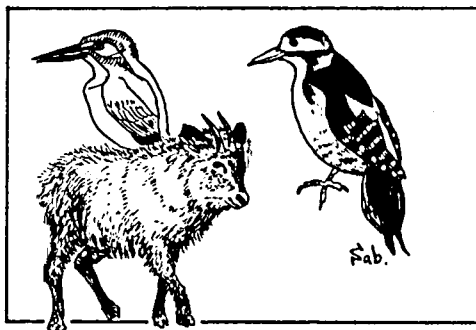
岐阜県環境保全課 鳥獣保護係

#### はじめに

自然界は、つねに生物相互に関連し、バランスを保って存在しているものである。野生鳥獣もこの例にもれず、自然界のバランス保持に大きな役割をになっているばかりでなく、有害虫獣の天敵等として農林水産業の振興に大きな寄与をし、そのうえ自然界の友として人心を慰め、又近年では公害の指標ともなっているなど、きわめて重要な存在である。

このように有形、無形の大きな利益をわれわれ人類にもたらしている野生鳥獣も、近來、国土の開発及び高度利用による鳥獣の生息環境の悪化、国民生活水準の向上に伴う狩猟者人口の増加等によって、その生息はますます減少の傾向にある。

鳥獣の減少は、自然の保護、生活環境の美化等はもちろん農林水産業の振興にも悪影響を及ぼすものであるから、これに対処するために鳥



獣保護及狩猟に関する法律(以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、物理的、思想的の両面から各種の鳥獣保護施策を推進しているので、鳥獣保護の意義を一層理解し、十分な効果をあげる事ができるようご協力をお願いしたい。

それでは以下、野生鳥獣を博物館資料として収集することについて、考えてみたい。

#### 1. 鳥獣の捕獲について

我が国で生息が確認された鳥類は、約478

種、獣類は、約170種といわれている。このうち狩猟鳥獣は、前者が32種、後者が17種であり、それ以外のものはすべて非狩猟鳥獣（以下「保護鳥獣」という。）であり、捕獲が禁止されている。鳥獣の捕獲は、狩猟免許と特別許可による方法があり、狩猟免許取得者は、狩猟期間内に限って狩猟鳥獣を捕獲することができ、特別許可は、学術研究、有害鳥獣駆除、飼養等特別の事由により鳥獣の捕獲ができる。この場合保護鳥獣（特殊鳥類を除く）も対象となる。

## 2. 保護鳥獣の収集について

保護鳥獣（狩猟期間外の狩猟鳥獣を含む）を資料として収集するには次の方法が考えられる。

- (1) 鳥獣のへい死体を拾得する。
- (2) 飼養許可を受けて鳥獣を飼養している者からへい死体入手する。
- (3) 県事務所の鳥獣行政担当課（以下「林務課」という。）の協力を得てへい死体入手する。
- (4) 警察署の協力を得て違法捕獲物入手する。
- (5) はく製を購入する。

## 3. 具体的な入手方法

- (1) 鳥獣のへい死体を拾得した場合は、最寄りの林務課へ持参し、所定の様式に鳥獣名、拾得日時、拾得場所、拾得時の状況を記入し証明願の手続きを行なう。死因が人為的でない場合はその旨証明されるので、証明書を添えて加工を依頼する。
- (2) 保護鳥獣を飼うには知事の飼養許可が必要であり、飼養鳥獣がへい死した場合は、所定の様式により住所地を管轄する林務課へ届け出なければならぬことになる。したがって、届出のときにその旨の証明を受ける。
- (3) 県民の鳥獣保護思想の向上等により、最近、林務課へのへい死体の届出が増加している。一方、密猟の取締りを行なうので、これらの違法捕獲物の押収等が考えられる

から協力を得る。

- (4) 鳥獣保護法違反者の検挙と共に鳥獣の違法捕獲物は、その証拠として警察官署が押収するが長期保存が困難であり、写真撮影後は処分されるので協力を得る。
- (5) 合法的に捕獲された鳥獣のはく製又は標本の譲り渡し、譲り受けは許可を要しない。ただし、特殊鳥類を除く。

以上

## 参 考

### 狩 猟 鳥 獣

ゴイサギ、オスキジ、コウライキジ、ヤマドリ、ウズラ、エゾライチョウ、コジュケイ、オナガガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ピロウドキンクロ、クロガモ、コオリガモ、ウミアイサ、カツアイサ、バン、オオバン、タシギ、ヤマシギ、キジバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス、スズメ、ニュウナイスズメ。

クマ、ヒグマ、イノシシ、オスジカ、キツネ、タヌキ、アナグマ、テン（ツシマテンを除く。）ムササビ、リス、シマリス、タイワンリス、オスイタチ、ノウサギ、ノネコ、ノイヌ、ヌートリア。（岐阜県ではキツネとテンは、50. 10. 31 まで捕獲禁止）

### 特 殊 鳥 類

アホウドリ、コウノトリ、トキ、シジュウカラガン、オガサワラノスリ、ニホンイヌワシ、カンムリワシ、シマハヤブサ、ニホンライチョウ、タンチョウ、カラフトアオアシシギ、ヨナクニカラスバト、アカガシラカラスバト、エゾシマフクロウ、ノグチゲラ、オーストンオオカゲラ、エゾミュビゲラ、ヤエヤマシロガシラ、ダイトウミソサザイ、ナミアカヒゲ、ホントウアカヒゲ、ウヌアカヒゲ、オオトラツグミ、トリシマウグイス、オオセッカ、ハハジマメグロ、オガサワラカワラヒワ、ルリカケス及びこれらの鳥類のはく製、標本及び羽毛製品。

関 谷

## ≡ 県内ニュース ≡

### 瑞浪市化石博物館 博物館 相当施設に指定さる

先般の岐阜県教育委員会において、上記のように指定された。ますますの社会教育機能の充実が期待されるとともに、今後指定館園が増加し、県下博物館界の一層の発展が望まれる。

### 老田野鳥館， 高山にオープン

高山市上一之町に9月2日から一般公開された。先代、故老田敬吉氏・当代正夫氏の親子二代にわたる野鳥研究の結果収集された剥製約百五十点と、先代の野鳥観察日記百四十三点を中心に展示。飛騨の雰囲気をかもし出す出格子が美しく、豪快な建築美の館内は広くて、いかにも古い造りである。入場料大人百円・高校生八十円・子供五十円。午前十時～午後五時開館。

### 木曾古文書館， 可児町にオープン

木曾義仲から数えて32代目という木曾義明さんが、可児町久々利に残っている江戸初期の下屋敷を展示館とし、同家に伝わる約2千点の古文書のうち一部を展示したもの。徳川家康・前田利家・豊臣秀吉らの書状、新井白石・渡辺華山の絵や書など貴重なものが多く、江戸時代の建物そのものも、価値高い展示品のひとつである。入館料200円。

### 岐阜県博物館準備室だより 1号発刊

岐阜県博物館開設準備室では、今夏7月16日に、準備室だより1号を発行し、「発刊にあたって」「岐阜県博物館の教育活動(1)」「資料寄贈者芳名」「資料紹介」等載せている。岐阜県文化の新しい手として発足するのは、開館時ではなく、準備室のスタートとともに、はや始まっていることを思うと、むしろ遅すぎる1号発行であるとともに、月刊ないしは、年

6回の発行は望まれるし、県下全家庭に配布されるぐらいの意気込みがあってこそ、県博への強力な理解と協力が、県内各層から湧き上がるのではなからうか。今後の充実した紙面内容に期待したい。入手希望者は、〒500 岐阜市藪田県庁内 博物館開設準備室へ問い合わせられたい。

**訂正** 本誌625に次のような誤りがありましたので、慎しんで訂正します。

P.2 理事本田 淑郎 → 本母 淑郎

P.8 規約中 第11条 会費のうち、個人  
会費1,500円 → 1,000円。

### 編集後記

★本会顧問の広瀬先生からは、社会教育の立場からの力作をいただき、次回から理工学系博物館における教育事業の特色・「戦後科学博物館の科学教育の展開」・「地方科学館の一例～大垣市児童文化センター」へと論述が展開されていきます。

★二回にわたって、吉田幸平先生の、イコム総会での報告を載せてまいります。世界の相互理解と平和は、まさに博物館から、です。視野を大きく、世界の流れを把握しながら、地方地方に生きる博物館のあり方をさぐりましょう。

★畑の上でひろった土器片でも、野山で手にした鳥獣の死体でも、正しい取り扱いをしておかないと、自分の所有や各館園の資料としての所有になりません。正しい法的手続きについて、県の文化課と環境保全課より解説していただきました。県下の博物館等の諸施設関係者は、ぜひ知っておくべきことですので、熟読下さい。

★今夏は、白川村に、笠ヶ岳にと植生調査、生態写真撮影にと出ずっぱりで、本誌の発行が遅れ合併号としました。深くお詫び致します。セミナーで、会員諸氏と、お会いできるのを楽しみに …………… (小野木)